

書 評

『船舶保険の損害対応実務』

東京海上日動火災保険株式会社 編

本書は、1970(昭和45)年刊行の『マリン査定ガイド(船舶保険・貨物保険編)』、86(昭和61)年刊行の『船舶保険の査定実務』、94(平成6)年刊行の『改訂版』船舶保険の査定実務』を実質的に改訂したものである。



前回の出版以降の28年間に生じた船舶保険を取り巻く環境の変化は、条約、法律、典型的な契約書式に関するものに限らず、以下のおり非常に大きなものとなっている。国内法においては、96年に保険業法が抜本的に改正されたことによ

海事クラスターの実務、教育に大いに貢献

〔評者〕 金岡京子 (東京海洋大学学術研究院教授)

制限条約に関しては、責任限度額を大幅に増額する1996年議定書が成立し、その後、2015年に船主責任限度額は再び大幅に増額され、わが国は、現役第一線の実務家が最新の知見に基づいて執筆したものである。第1章から第5章まで、9つの章から構成されている。第1章「船舶保険損害サービス責任の判断」、第3章「損害額の決定と保険金の支払い」、第4章「第三者に対する求償」、第5章「事故防止対策の策定と実施」について非常にわかりやすく解説しており、

責任の判断」、第3章「損害額の決定と保険金の支払い」、第4章「第三者に対する求償」、第5章「事故防止対策の策定と実施」について非常にわかりやすく解説しており、

国は、現役第一線の実務家が最新の知見に基づいて執筆したものである。第1章から第5章まで、9つの章から構成されている。第1章「船舶保険損害サービス責任の判断」、第3章「損害額の決定と保険金の支払い」、第4章「第三者に対する求償」、第5章「事故防止対策の策定と実施」について非常にわかりやすく解説しており、

国は、現役第一線の実務家が最新の知見に基づいて執筆したものである。第1章から第5章まで、9つの章から構成されている。第1章「船舶保険損害サービス責任の判断」、第3章「損害額の決定と保険金の支払い」、第4章「第三者に対する求償」、第5章「事故防止対策の策定と実施」について非常にわかりやすく解説しており、

本書は、主として保険会社の船舶保険の損害サービス部門で活用されることを目的として執筆されているが、前記目的にとどまらず、船舶保険の他の部門に従事する実務家、海運会社で船舶の運航業務に従事する実務家、船舶の修繕および船舶検査に従事する実務家、海事事務を担当する弁護士にも大いに参考となる実務書である。また、適用される法、国際条約、国際規則、約款、海難事故対応、損害査定、保険金支払いプロセス、求償の意義について、具体的実務との関連において総合的に学べる。本書は、海商法および保険法の研究者にとっても非常に重要な実務書であり、本書を通して、研究を深めることが期待できる。さらに、海上保険、船舶の運航、造船、船舶検査等、船舶保険の損害対応実務に関係する海事クラスターにおいて将来活躍することとなる学生を教育する者にとって、本書は学生が将来の職業の土台となる重要な知識を学修できる貴重な教育書でもある。以上のとおり、海事クラスター実務、教育、研究に大いに貢献する本書を執筆された東京海上日動火災保険株式会社の久保治郎氏、渡辺佳浩氏、ご担当者の方々に心より感謝申しあげます。

(B5判)614頁、保険毎日新聞社刊、22年3月18日発行、税込9900円